



- 四 賭博、売春、麻薬密売等違法行為を行う者
- 五 総会屋及びそれに類する先導行為、又は総会・理事会運営を妨害するような行為をする者

(被選挙資格)

第5条 被選挙資格は、区分所有権を取得し、1月1日現在満3年以上所有している組合員（区分所有者）もしくは組合員の配偶者又は1親等以内の親族でなければならない。

2 前項に拘らず、次の各号に掲げる者は被選挙資格を有しない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 三 暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）

(確定)

第6条 役員は、総会において、開票の結果を委員会より報告を受けて承認されるものとする。